

受章おめでとうございます

県体育協会体育功労者表彰



松本強さん
(志佐・中町、62)

松本強さんは、昭和 58 年に県軟式野球連盟理事、市軟式野球連盟事務局長に就任以来、23 年にわたって県内の軟式野球の普及振興に尽力されています。

松浦市で県大会を開催するなど、意欲的に地域のレベルアップに努めてこられ、このため近年松浦支部チームの県大会での活躍が目立ってきています。



川副研二さん
(志佐・大浜西、67)

川副研二さんは、高校に在職中は、ソフトテニスのコーチとして、退職後は一般・高校生・中学生の指導にあたりるとともに、現役選手としても県大会に出場するなど活躍されています。

平成元年からは市ソフトテニス連盟理事、平成 12 年 4 月からは体育指導委員を務めるなど、ソフトテニスと市のスポーツの普及・発展に大きく貢献されています。

市スポーツ表彰・ 体育功労賞表彰

「松浦市スポーツ賞」と「松浦市体育協会体育功労賞」の表彰式が 11 月 7 日、市役所市民ホールで開催されたの方々を受賞されました（敬称略）。

【市スポーツ賞】

- ・市剣道協会 吉野徳衛
- ・田代少年剣道クラブ

【市体育協会体育功労賞】

〈団体の部〉

- ・調川町青少年健全育成会剣道部

〈個人の部〉

- ・萩原武晴
(市ゲートボール協会)
- ・宮本敏史
(市ソフトボール協会)
- ・山田克仁
(市剣道協会)
- ・大原辰蔵
(市陸上競技協会)



松浦少年剣道育成会に 県体育協会 社会体育優良団体表彰

昭和 37 年 4 月に、礼儀、作法を重んじ、剣道を通じての人間形成を目的に結成されました。

現在の会員は 18 人で、週 3 回の練習を実施。学年を超え会員相互の親ほくを深めながら、地域の青少年健全育成に多大に貢献されています。

また、結成当初から地元の剣道経験者の指導を受けながら、現在まで活動が続けられています。



市役所からの お知らせ

松浦市都市計画マスタープランの見直し検討委員会を募集します

平成14年3月に策定した都市計画に関する基本的方針書「松浦市都市計画マスタープラン」を見直します。見直しは、市と市民の皆さんで「見直し検討会」を組織し、共働での見直しの検討を行います。

皆さんの考えをお聞かせください。
応募要件 松浦市に住所を有する人
募集人員 6人程度（応募者多数の場合は地域性等を考慮し選考します）
応募方法 都市計画課または支所に準備している応募用紙に必要事項を記入の上提出してください。
応募期限 平成18年12月22日（金）
その他 日当や交通費等はありません。また、検討会は平日の夜や休日に開催する予定です。
問合せ先 都市計画課都市計画係

行政相談所を開設します

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次のとおり行政相談所を開設しますので、気軽に相談ください。

日時 12月14日（木）午前10時～午後4時
 場所 市役所別館相談室
行政相談委員（敬称略） 川畑喜久
 雄 0956-75-0724 青木
 サチ 0956-74-0456
問合せ先 総務課行政係

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

今年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、啓発週間が定められました。

国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合せ先 総務課行政係

ご存知ですか 検察審査会

検察審査会の制度は、検察官の仕事に一般の国民の良識を反映させることを目的としています。

検察審査員は、検察審査会のメンバーとなつて、検察官の不起訴処分を不服として、被害者などから検察審査会に申し立てがあったときに可否の審査をすることが主な仕事です。検察審査員は、選挙権を有する人

の中から無作為に「くじ」で選ばれ、任期は6か月です。

〈選定方法〉

松浦市選挙管理委員会では、毎年9月1日現在の選挙人名簿に登録されている人の中から、検察審査員候補者を、くじにより選んでいます。

平成19年度候補者として平戸検察審査会から割り当てられた165人を選び、12月中に本人に通知します。候補者に選ばれてもすぐにその職に就くわけではありません。

さらに、平戸検察審査会事務局において、長崎地方裁判所平戸支部管轄の全市町で選ばれた検察審査員候補者とあわせたところで、くじにより選ばれた400人の中から、さらにくじにより約1割の人が検察審査員（全市町で22人）または補充員（全市町で22人）となります。

問合せ先 選挙管理委員会事務局、平戸検察審査会事務局 ☎0950-22-2004

住宅耐震改修に伴う固定資産税を減額します

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の要件を満たす耐震改修工事を施した場合、当該住宅に係る固定資産税額（一戸当たり120㎡相当分までに限る）を以下のとおり減額します。

改修家屋全体に係る固定資産税額の1/2を減額

平成18年1月1日～平成21年12月31日の改修⇒3年度分
 平成22年1月1日～平成24年12月31日の改修⇒2年度分
 平成25年1月1日～平成27年12月31日の改修⇒1年度分
 ※減額期間は改修工事が完了した年の翌年度分からになります

○要件

- ・ 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ・ 耐震改修の費用の額が30万円以上であること

○提出書類

- ・ 固定資産税減額適用申告書（本庁及び各支所に備え付けます）
- ・ 固定資産税減額証明書（発行主体：建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関）

※耐震改修完了後3か月以内に申告してください

○問合せ先 税務課固定資産税係